

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大分県大分郡庄内町

### 2 構造改革特別区域の名称

大分県庄内町 神楽の里グリーン特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

大分県大分郡庄内町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

庄内町は、大分県の中央に位置し、東は挾間町、南は野津原町、直入町、久住町、西は湯布院町、九重町、北は別府市に接している。また、県都大分市へは2.3kmの近距離にあり、東西20.8キロメートル、南北15キロメートル、面積は140.29平方キロメートルで、総面積の84%が山林原野で占められている。

町は、湯布院に源を発する大分川の中流域にあり、支流である小挾間川、阿蘇野川、芹川の各河川の両側には段丘状の台地が広がっている。これが町の主な耕地で総面積の約16%を占めており、肥沃で水利に恵まれていることから、古来より多くの棚田が形成され、米作りを中心とした農業が営まれてきた。

また、西庄内地区の丘陵地帯では明治時代から梨の生産が盛んで、町の特産品となっている。さらに、イチゴ、ニラ、トマト、椎茸、花卉なども生産されている。

#### (1) 遊休農地の発生状況

庄内町における遊休農地の発生状況は、農業者の高齢化や担い手不足等により近年益々増加する傾向にある。平成12年の耕作放棄地は7.8haで平成7年に比べ2.1ha増加している。今後、さらに担い手の減少に伴い遊休荒廃化が進むものと考えられる。

遊休農地の増加は、雑草の繁茂、病虫害の発生並びに有害鳥獣の温床となり近隣農地への悪影響など様々な問題を巻き起こしている。このようなことから、その発生防止と解消・有効活用は緊急の課題となっている。

#### (2) 農業従事者の高齢化

本町基幹的農業従事者のうち65歳以上の割合(平成12年度末現在)が57.3%となっていることから、今後、農業従事者のリタイアに伴い、遊休農地が増加していくものと予想される。

#### (3) 新規就農者の確保

庄内町では担い手となりうる農業者の確保のため、町外からの新規就農者の募集を行っ

ているが、平成7年度から平成12年度の5年間で誕生した農業者はわずか13戸であるのに対し、減少した農家（総農家）は141戸で、更なる遊休農地の増加、基幹産業である農業の崩壊が懸念される。

#### （4）都市農村交流の推進

庄内町では日本自然百選に選定されている黒岳や日本名水百選に選定されている男池に代表されるように、豊かな自然に恵まれている。また、郷土芸能の神楽が盛んで、町内には12の神楽座があり、毎月第3土曜日に開催される庄内神楽定期公演や、11月3日に開催される庄内神楽祭りなどで活躍している。庄内町ではこうした地域資源と基幹産業である農業を組み合わせた庄内町ならではのグリーンツーリズムの確立を目指しており、そのモニター事業として平成14年から「しょうない里山学校」を実施している。この事業は都市住民との交流による農村の活性化を目指して始められたもので、地域の高齢者や女性組織、神楽座などが指導者となり、農業体験や自然体験、郷土料理づくりや神楽の体験などをメニューとしている。開校以来、延べ417人の入校者があり、指導者として参加した地域の人たちも180人を超えた。

また、町内には農家民宿経営を希望する人が1名おり、今年7月に庄内町グリーンツーリズム研究会を発足して準備を進めている。また、市民農園を開設希望する人もおり、町はこうした動きに対応するため、今年5月に役場内にグリーンツーリズムプロジェクトチームを設置した。

#### 5 構造改革特別区域の意義

本町の観光客入込数は年間約27万人であるが、そのほとんど（平成15年度は272,240人中264,560人が日帰り客）は日帰り客であるとともに、町内の西端に位置する男池や黒岳、白水鉱泉を訪れる人々である。また、町内の神楽イベントには延べ年間2万人近くの観客が訪れるが、宿泊施設も民間の旅館が4軒あるだけで、地域の観光資源が町の経済に結びついていないのが現状である。そこで、町としては観光資源と農村文化、そして「しょうない里山学校」等で築いてきた都市住民との交流を組み合わせた庄内町ならではのグリーンツーリズムの展開により、農家経済ひいては町の経済の向上を図りたいと考えており、農家民宿における簡易な消防設備等の特例措置は、計画の中心となる農家民宿開業促進に不可欠であると考えている。

また、本町の農用地面積は1,231haであるが、農業従事者の高齢化や担い手不足により遊休農地の増加が見込まれる。そこで、都市の人々を対象に、地方公共団体や農業協同組合だけではなく、農地の所有者である農業者を含めた多様な主体が遊休農地を活用した市民農園を開設することにより、遊休農地の有効活用が期待できるものである。さらに、農業生産法人以外の法人が農業に参入し農業経営を行うことは、新たな担い手の確保につながり、遊休農地の有効活用につながり意義あるものとする。また、農地の取得に際する下限面積の緩和は新規就農者の確保を図る上で大きな成果が期待できる。

このような事業の成果は、遊休農地解消はもとより、農地の有効利用が図られることにより多彩な農業生産活動が可能となるだけでなく、農村の持つ貴重な地域資源を守ることにより都市農村の交流が活発となり庄内町の農業及び商工業の活性化を図る上で意義あるものとする。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 農家民宿開業促進による農家経済の向上

本計画の中心となる農家民宿開業を促進し、観光資源と農村文化、そして「しょうない里山学校」等で築いてきた都市住民との交流を組み合わせた庄内町ならではのグリーンツーリズムの展開により、農家経済ひいては町の経済の向上を図る。

### (2) 多様な主体の市民農園の開設による遊休農地の解消と農業・農村の多面的機能の再生

農地の所有者である農業者だけでなく、企業など農地を所有していない者など多様な主体が市民農園の開設を行い、農地を有効活用する。これにより、遊休農地化の防止や農家所得の向上、さらには、環境保全、水源涵養、田園風景や景観維持などの風土形成等、農地保全による農業・農村の多面的機能の再生を図る。

### (3) 農業に参入しやすい環境を整備することによる担い手の確保と農業生産活動の活性化

農業の担い手不足や農地の遊休化が進む深刻な状況を踏まえ、農業生産法人以外の法人による農業参入の道を開くと共に、農地に関する権利の取得に際する下限面積を弾力化し、小規模農地の取得を可能とする。これにより、農業に参入しやすい環境を整え、企業を含めた新たな担い手を確保し、遊休農地を解消しながら農業生産活動の活性化を図る。さらに、農業生産活動の活性化が購買力を上昇させ、雇用機会を創出し、商店街の活性化に結び付ける。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 農家民宿経営による農家所得ならびに交流事業やイベント参加者の増加

農家民宿経営により農家の所得が増加することはもちろん、「しょうない里山学校」等の都市農村交流事業の参加者や神楽イベントの観客の増加を図ることができる。

#### < 農家民宿の開業件数目標 >

項目	認定当初	20年度目標
農家民宿の開業件数	1件	10件
農家民宿の営業収益	100万円	1,000万円
交流事業参加者数	300人	3,000人

## (2) 農地の有効活用ならびにアグリビジネスの展開

農業生産法人以外の法人による農業への参入を認めること、ならびに農地に関する権利の取得に際する下限面積を弾力化し、小規模農地の取得を可能とすることは、担い手の減少が続く現状において、農業外から新たな担い手の確保が図られ、遊休農地の有効利用と遊休化防止が可能となる。また、雇用の促進が図られるとともに、地域農業の活性化が推進される。さらに多様な主体の市民農園の開設を可能にすることは、農業経営の魅力を高め、新規農業参入者の増大と更なる農地の有効利用を図ることになる。

### <アグリビジネス展開目標値ならびに遊休農地解消面積目標>

項 目	認定当初	20年度目標
農業参入法人数	1法人	3法人
新規就農者(法人含む)	1法人	5人
市民農園の開設件数	2件	4件
遊休農地解消面積	50a	2ha
雇用の増大	3人	10人

## (3) 農地の多面的機能の維持

農業生産法人以外の法人による農業への参入を認めること、ならびに農地に関する権利の取得に際する下限面積を弾力化し、小規模農地の取得を可能とすることは、雑草や雑木の繁茂による病害虫の発生や鳥獣害の温床となっている耕作放棄地の解消につながり、保水など農地の持つ様々な機能を確保し、洪水や土砂崩れなどの災害の発生を抑制する。

## 8 特定事業の名称

- (1) 農家民宿における簡易な消防設備等の容認事業(407)
- (2) 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業(1001)
- (3) 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業(1002)
- (4) 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業(1006)

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 特定事業に関する事業

#### グリーンツーリズム推進事業

農家民宿開業をサポートするプロジェクトチームを役場内に設置し、開業希望者の相談

受付や関係機関との連絡調整、更に先進地の情報提供や広報活動を行う。また、しょうない里山学校プロジェクトチームや神楽団体と連携し、庄内町ならではの交流事業を展開する。

#### 農業経営基盤強化促進法に基づく農地流動化地域総合推進事業

農用地の流動化に取り組むため、農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者等の担い手及び離農希望者等の農用地の出し手の意向の把握や、農用地の権利関係等の農地流動化に係る情報の集約、整理等を行い、担い手への農用地の利用集積を推進する。また、農業生産法人以外の法人による農業への参入をサポートするため、農業部局内に専門の相談窓口を設置し、関係機関と連携を図りながら新規参入を促進する。

### (2) 全国的に行われる規制緩和の活用

#### 農林漁業体験民宿業を営む施設における客室面積要件の緩和

農林漁業家が農林漁業体験民宿業を営む施設については、旅館業法施行令第1条及び第3条第1項に規定する簡易宿泊所の面積要件を適用しないこと。

#### 宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について

農家民宿等を含めた宿泊施設が、当該宿泊施設における宿泊サービスの一環として行われる送迎のための輸送に関する緩和措置。

(別紙)

1 特定事業の名称

407

農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内に住所を有する農林畜産業者で農家民宿を開業しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」及び「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成15年3月26日付け消防予第90号消防長予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。なお、農家民宿開業の募集PRについては、町広報やインターネットを活用して農家に幅広く呼びかけるほか、各地区の活性化協議会やグリーンツーリズム研究会を通じて農家民宿開業希望者を募集する。また、民宿の利用については、都市住民のニーズに応えられる多様な体験メニューの構築とともに、都市に向けてグリーンツーリズム情報を積極的に発信することにより、利用者の確保を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

農山村でゆとりある休暇を楽しむグリーンツーリズムへの期待が高まる中、新しい宿泊形態としての農家民宿を進めるためには、農家民宿事業の実施にあたり、農家の負担軽減を図る必要がある。当該規制の特例措置により、誘導灯及び誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置については、前記ガイドラインが適用されることから、農家民宿の開業促進のためには特例措置の適用は不可欠である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

誘導灯及び誘導標識について

農家民宿等の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1項において

ア 各客室から直接外部に容易に避難できる、又は建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで非難できること。

イ 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3メートル以内の

部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

ウ 農家民宿等において、その従業員が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。

の全ての条件に該当する場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿において、

ア 「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件（前述5の（2）の）」を満たしていること

イ 客室が10室以下であること

ウ 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とする。）が明記されていること、  
の3要件を満たす場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

認定当初の農家民宿の開業目標件数は2件とし、平成20年度の目標件数は10件とする計画である。

(別紙)

1 特定事業の名称

1001

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 農地の貸し付け主体である庄内町

(2) 特区内の農地を借り受けて農業に参入する農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

特区内の農地で農業生産活動に取り組む意欲のある農業生産法人以外の法人が1社あり、農業に常時従事する役員が1名以上おり、なおかつ農地の貸し付け主体である庄内町との間で、法人の行う農業の内容・地域との役割分担等を内容とする協定を締結する場合は、農地の借り受けを認める。

なお、農業経営に参入する農業生産法人以外の法人の募集PRについては、庄内町内向けには町広報を通じて幅広く呼びかけるほか、町外に対しては、インターネットの活用や企業向け雑誌での広告掲載により募集する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

庄内町では、過疎化、高齢化の進行に伴い、農業の担い手不足や耕作放棄地の増加が著しくなっており、今後、現在の農業従事者の高齢化が進めば、現在耕作されている農地の多くが耕作放棄される可能性があり、農業者だけでは、担い手不足と耕作放棄地問題が解決できない状況となっている。そのため、規制の特例措置により農業生産法人以外の法人による農業参入を図ることにより、多面的機能を持つ農地の保全を図り、持続的な農業の展開を図る必要がある。

(2) 要件適合性を認めた根拠

本町の耕作放棄地面積は平成7年には57haであったが、平成12年には78haと約37%増加している。また、基幹的農業従事者のうち65歳以上の割合は、平成7年には43.2%であったが、平成12年には57.2%と高齢化が進んでいる。

以上のように遊休農地の増加は深刻な状況であり、なおまた、担い手の減少も懸念されている。このような見地から、当該規制の特例措置を受け、農業生産法人以外の

法人が農業に参入し、遊休農地の有効活用を図ることは、農地の多面的機能の維持や地域農業の活性化が維持されることから、当該特例措置の適用が必要不可欠である。

#### 特区内の農地の現状

年 度	経営耕地面積 ( A )	耕作放棄地面積 ( B )	$(B)/(A)+(B) \times 100$ ( % )
平成 7 年	1,323 ha	57 ha	4.1 %
平成 12 年	1,231 ha	78 ha	6.0 %

#### 特区内の農業者の状況

年 度	基幹的農業従事者数 ( A )	基幹的農業従事者数 ( 65 歳以上 )( B )	$(B)/(A) \times 100$ ( % )
平成 7 年	993 人	429 人	43.2 %
平成 12 年	882 人	505 人	57.2 %

認定当初の特例の許可を受ける新規就農参入法人は 1 法人とし、平成 20 年度目標数は 3 法人とする計画である。

(別紙)

1 特定事業の名称

1002

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 庄内町及び農業協同組合以外の者で特定農地貸付法に基づき、特区内において市民農園を開設しようとする者

(2) 農地を持たないで市民農園を開設しようとする者に農地を貸付ける主体である庄内町

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

農地を所有する者が、自己の所有する農地で市民農園を開設する場合には、特定農地貸付が取り消された後において、当該農地の適切な利用を確保するために必要な事項等を内容とする事業実施協定を庄内町と締結することを条件に、特定農地貸付による市民農園の開設を認める。また、農業生産法人以外の法人など農地を所有していない者が庄内町から農地を借りて市民農園を開設する場合には、事業実施協定を庄内町と締結することを条件に、特定農地貸付による市民農園の開設を認める。

なお、市民農園開設者の募集PRについては、町広報やインターネットを活用して農家に幅広く呼びかけるほか、各地区の活性化協議会やグリーンツーリズム研究会、中山間地域等直接支払制度連絡協議会等を通じて市民農園開設希望者を募集する。また、市民農園利用者の募集PRについては、情報誌、新聞、インターネット等を活用して県内を中心に募集する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

庄内町では、過疎化、高齢化の進行に伴い、農業の担い手不足や耕作放棄地の増加が著しくなっており、今後、現在の農業従事者の高齢化が進めば、現在耕作されている農地の多くが耕作放棄される可能性がある。そのため、規制の特例措置により、地方公共団体、農業協同組合以外の者が市民農園を開設でき、都市住民が市民農園の形態で農地を管理することにより、耕作放棄の発生防止を図るとともに、市民農園利用者との交流を通じて、農産物の販路拡大を図ることができる。また、都市住民にとっては、美しい農村景観の中で、自らの手で安全で安心できる農産物を栽培したいというニーズが高ま

っており、市民農園の開設が望まれている。

## (2) 要件適合性を認めた根拠

本町の耕作放棄地面積は平成7年には5.7haであったが、平成12年には7.8haと約37%増加している。また、基幹的農業従事者のうち65歳以上の割合は、平成7年には43.2%であったが、平成12年には57.2%と高齢化が進んでいる。

以上のように遊休農地の増加は深刻な状況であり、なおまた、担い手の減少も懸念されている。このような見地から、当該規制の特例措置を受け、特区内での市民農園の開設を促進し、もって耕作放棄の防止と農地の有効活用を図ることは、農地の多面的機能の維持や地域農業の活性化が維持されることから、当該特例措置の適用が必要不可欠である。

認定当初の市民農園開設目標件数は2件とし、平成20年度目標件数は4件とする計画である。

(別紙)

1 特定事業の名称

1006

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

庄内町の特区内(柿原地区・野畑地区・湊地区・直野内山地区)の農地の権利を取得しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

農業に従事しようとする個人または農業に参入する農業生産法人以外の法人(1001地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業に基づき町と契約を結んだ特定事業で、賃借権に限る。)が農地の権利を取得する場合は経営面積の下限面積を10a以上とする。

なお、当該特例措置の適用に基づく個人新規就農者の募集については、インターネットでの募集や田舎暮らし関係雑誌での募集広告掲載のほか、農業に参入する農業生産法人以外の法人の募集PRについては、庄内町内向けには町広報を通じて幅広く呼びかけるほか、町外に対しては、インターネットの活用や企業向け雑誌での広告掲載により募集する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

柿原地区・野畑地区・湊地区・直野内山地区では、過疎化、高齢化の進行に伴い、農業の担い手不足や耕作放棄地の増加が著しくなっており、今後、現在の農業従事者の高齢化が進めば、現在耕作されている農地の多くが耕作放棄される可能性があり、地域内だけでは、農業の担い手不足と耕作放棄地問題が解決できない状況となっている。そのため、規制の特例措置により、農地の権利取得後の経営面積の下限面積を現行の50a以上から10a以上とし、新規就農を促進することにより、耕作放棄の発生防止と農地の有効活用を図る。

(2) 農地の権利取得後の経営面積の下限面積

現行：50a以上(昭和45年 大分県知事告示)

特例措置：10a以上

(3) 下限面積設定の根拠

柿原地区・野畑地区・淵地区・直野内山地区は、いわゆる「棚田」と言われる傾斜農地が地域全体の農地の大半を占め、ほ場1区画の平均面積が約10aであることと、新規参入を希望している有限会社が、当初の経営面積を10a希望していることから、農地の権利取得後の経営面積の下限面積を10a以上として設定する。

(4) 要件適合性を認めた根拠

・新規参入企業

柿原地区・野畑地区・淵地区・直野内山地区で新規参入を希望している企業は町内の食品加工会社で、地元産のコンニャク芋を原料とした付加価値の高いコンニャク製造を計画している。コンニャク芋は水はけの良い赤土の傾斜地を好むことから、当区域の地形から適地と判断し、数力所で自社栽培を予定している。また、コンニャク芋は10a当たり10tから20tの収量があり、当社の生産計画において収量の面からも初期投資の面からも、計10aの経営面積が妥当であると判断した。

・遊休農地の深刻化

柿原地区・野畑地区・淵地区・直野内山地区は、いわゆる「棚田」と言われる傾斜農地が地域全体の農地の大半を占め、小区画のほ場が多いなど農作業の効率化が図れない農地が多く存在する地域である。このような条件不利な農地に加えて、地域の過疎化、高齢化に伴って耕作放棄地も増加し、平成7年の耕作放棄地面積12haから、平成12年には、18haと大きく増加している。また、農業従事者に占める65歳以上の高齢化率についても、平成7年の39.3%から平成12年には、55.6%と大きく伸びているとともに、同居農業後継者のいない農家数の割合についても増加し、若い担い手が不足しているとともに、後継者不足により、今後の農業の継続が危ぶまれる状況となっている。さらに、農家数も平成7年の335戸から平成12年には308戸と減少しており、農家数の減少に伴い、水路・農道の維持管理活動など集落共同活動に支障をきたしつつある集落も現れてきている。

当区域内の農地の現状

年 度	経営耕地面積 (A)	耕作放棄地面積 (B)	(B)/(A)+(B) × 100 (%)
平成7年	334ha	12ha	3.5%
平成12年	336ha	18ha	5.1%

当区域内の農業者の状況

年 度	基幹的農業従事者数 (A)	基幹的農業従事者数 (65歳以上) (B)	(B)/(A) × 100 (%)
平成7年	206人	81人	39.3%
平成12年	189人	105人	55.6%

・ 認定農業者への影響

当区域内の認定農業者の数は21経営体で、平均経営面積は3.5haとなっており、周辺地域内の認定農業者の平均経営面積2.3haを大きく上回っている。しかも棚田が多いことから、1枚のほ場の畦畔が広く、管理に多大な時間と労力がかかっている。また、平均的な労働力は夫婦2人であり、今後、当区域内の認定農業者が規模拡大を図るのは困難であると考えられる。

以上の理由から農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと思われる。

	町全体	当区域内	周辺区域内
認定農家数	118人	21人	78人
総面積	319.3ha	74.3ha	181.3ha
平均経営面積	2.7ha	3.5ha	2.3ha

以上のことから、特例措置の適用により、農地の権利取得後の経営面積の下限面積を10アール以上とし、新規就農を促進し、耕作放棄の防止と農地の有効活用を図っていくとともに、水路・農道等の農業用施設の適切な維持管理を行っていく。

認定当初の特例の許可を受ける特例による新規就農参入法人は1法人とし、平成20年度目標者数は5人とする計画である。